学校法人常磐大学退職金支給規則

制　　定　2015年11月26日　理事会
最近改正　2025年１月30日　理事会

（趣旨）

第１条　学校法人常磐大学（以下「本学」という。）に勤務する常勤の職員（以下「職員」という。）の退職金支給については、この規則の定めるところによる。

（支給の対象）

第２条　退職金は、本学の設置する各学校が定める就業規則（以下「就業規則」という。）第２条に定める職員が、第15条第５項、第18条第２項および第７項、第19条、第20条ならびに第27条の規定により退職した場合に支給する。

（退職金の種類）

第３条　職員に支給する退職金の種類は、公務上傷病死亡退職金、公務外傷病死亡退職金およびその他の退職金とする。

（退職金の支給）

第４条　退職金は、支給の事由の生じた日から１カ月以内に、職員本人に支給する。ただし、死亡による退職の場合には、その遺族に支給する。

②　退職金の支払は、支払日に職員（死亡による退職の場合はその遺族）が指定した金融機関の口座に全額振り込むものとする。

（退職金の額）

第５条　定年退職における退職金の額は、次に掲げる時期において計算した額とする。

１　教授　65歳および67歳に到達した年度の末日の基本給月額にそれぞれ退職金支給率を乗じて得た額を合算した額とする。

２　常磐大学高等学校および智学館中等教育学校の教育職員　62歳および67歳に到達した年度の末日の基本給月額に教職調整額を加え、その額にそれぞれ退職金支給率を乗じて得た額とする（※茨城県私学教育振興会による退職金の支給事由が生じるため）。

３　その他の職員　62歳および67歳に到達した年度の末日の基本給月額にそれぞれ退職金支給率を乗じて得た額を合算した額とする。

４　前３号において、任用替え等が生じた場合は、この限りでない。

②　定年以外の退職のうち、教授の65歳に到達した年度の末日（以下「65歳の年度末」という。）の翌日以降の退職、およびその他の職員の62歳に到達した年度の末日（以下「62歳の年度末」という。）の翌日以降の退職における退職金額は、次に掲げる時期において計算した額とする。

１　教授　65歳の年度末および退職の日の基本給月額にそれぞれ退職金支給率を乗じて

得た額を合算した額とする。

2　常磐大学高等学校および智学館中等教育学校の教育職員　62歳の年度末および退職の日の基本給月額に教職調整額を加え、その額にそれぞれ退職金支給率を乗じて得た額とする（※茨城県私学教育振興会による退職金の支給事由が生じるため）。

3　その他の職員　62歳の年度末および退職の日の基本給月額にそれぞれ退職金支給率を乗じて得た額を合算した額とする。

4　前３号において、任用替え等が生じた場合は、この限りでない。

③　定年以外の退職のうち、教授の65歳の年度末以前の退職、およびその他の職員の62歳の年度末以前の退職における退職金額は、次に掲げる時期において計算した額とする。

1　常磐大学および常磐短期大学、常磐大学こども園　退職の日におけるその者の基本給月額に、退職金支給率を乗じて得た額とする。

2　常磐大学高等学校および智学館中等教育学校の教育職員　退職の日におけるその者の基本給月額に教職調整額を加えた額に退職金支給率を乗じて得た額とする。

3　前２号において、任用替え等が生じた場合は、この限りでない。

（退職金の支給率）

第６条　退職金支給率は、次に掲げるとおりとする。

1　常磐大学および常磐短期大学の退職金支給率は、別表１による。

2　常磐大学高等学校および智学館中等教育学校の教育職員の退職金支給率は、別表２による。

3　常磐大学こども園の教育職員の退職金支給率は、別表３による。

4　前３号において、任用替え等が生じた場合は、この限りでない。

②　前項にかかわらず、常磐大学高等学校および智学館中等教育学校の就業規則第２条第１項３号、４号、ならびに常磐大学こども園就業規則第２条第１項２号、３号、４号に該当する職員は別表１を適用する。

（公務によることの認定）

第７条　退職の理由となった傷病または死亡が公務上のものであるか否かは、理事長が認定する。

（退職金の支給制限）

第８条　退職金は、就業規則第21条の規定による失職者には支給しない。

（遺族の範囲および順位）

第９条　第４条に規定する遺族の範囲および退職金を受ける順位を、次のとおりとする。

1　配偶者（婚姻届を出していないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係にあった者を含む。）

2　子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で本人の死亡当時主としてその収入によって

生計を維持していた者

３　前号に掲げる者以外の親族で、本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

４　子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第２号に該当しない者

②　前項第２号および第４号に掲げる者の退職金を受ける順位は、同号に掲げる順とする。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

③　退職金を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（在職期間の算定）

第10条　定年退職における退職金算定の基礎となる在職期間の算定は、次に掲げるとおりとする。

１　教授　65歳に到達した年度の末日までの在職期間の算定にあっては、職員となった日の属する月から起算し、65歳の年度末の翌日以降における在職期間の算定にあっては、65歳の年度末の翌日から起算する。

２　その他の職員　62歳に到達した年度の末日までの在職期間の算定にあっては、職員となった日の属する月から起算し、62歳の年度末の翌日以降における在職期間の算定にあっては、62歳の年度末の翌日から起算する。

②　定年以外の退職のうち、教授の65歳の年度末の翌日以降の退職、およびその他の職員の62歳の年度末の翌日以降の退職における退職金算定の基礎となる在職期間の算定は、次に掲げるとおりとする。

１　教授　65歳に到達した年度の末日までの在職期間の算定にあっては、職員となった日の属する月から起算し、65歳の年度末の翌日以降における在職期間の算定にあっては、65歳の年度末の翌日から起算する。

２　その他の職員　62歳に到達した年度の末日までの在職期間の算定にあっては、職員となった日の属する月から起算し、62歳の年度末の翌日以降における在職期間の算定にあっては、62歳の年度末の翌日から起算する。

③　定年以外の退職のうち、教授の65歳に到達する年度の末日以前の退職、およびその他の職員の62歳に到達する年度の末日以前の退職における退職金算定の基礎となる在職期間の算定については、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

④　前３項に規定する在職期間のうち、休職、停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事を要しない期間があったときは、その月数の２分の１に相当する月数を除

した月数とする。

⑤　前４項の規定により計算した在職期間に１年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、自己都合で退職する場合にあって、その在職期間が６カ月以上１年未満のとき、ならびに公務外傷病死亡および公務上傷病死亡により退職する場合にあって、その在職期間が１年未満のときは、それぞれ１年とする。

（提出書類）

第11条　退職金を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該書類を理事長に提出しなければならない。

１　傷病による場合には、傷病の経過および現状を詳細に記載した医師の診断書

２　死亡による場合は、死亡者が除籍された戸籍謄本

（細則）

第12条　この規則の実施に関し必要な事項については、常任理事会において細則を定める。

附　則

１　この規則の改廃には、理事会構成員の過半数の賛成を必要とする。

２　この規則は、2016年４月１日から施行する。

３　この規則の施行を以て「常磐大学退職金支給規則（1971年４月１日）」を廃止する。

４　支給率の改定に伴い、経過措置として別表１による常磐大学および常磐短期大学の退職金は下記によることとする。

（１）　常磐大学・常磐短期大学の退職金は、2016年４月１日から2021年３月31日の間に退職した者について、在職年数６年から15年に該当する者は別表４、在職年数20年から29年に該当する者は別表５を適用する。

（２）　附則第４号については、対象期間が終了した時を以て廃止する。

５　この規則の別表３の改正は、2016年９月29日から施行し、2017年４月１日より適用する。

６　この規則の別表２の改正は、2018年11月29日から施行し、2018年12月１日より適用する。

７　この規則の改正条項は、2019年12月１日から施行する。

８　この規則の第５条、第６条、第８条および第10条の改正条項は、2023年５月25日から施行し、2023年４月１日に遡及して適用する。

９　この規則の別表１の改正は、2025年４月１日から施行する。

10　この規則の改正条項は、2025年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

常磐大学・常磐短期大学退職金支給率表

退職理由 在職年数	公務上	公務外		その他の退職
	傷病・死亡退職	傷病退職	死亡退職	
1年	3.600	0.837	0.837	0.502
2	4.500	1.674	1.674	1.004
3	5.400	2.512	2.512	1.507
4	5.400	3.349	3.349	2.009
5	6.278	4.185	4.185	2.511
6	7.533	5.022	5.022	3.013
7	8.788	5.859	5.859	3.515
8	10.045	6.697	6.697	4.018
9	11.300	7.534	7.534	4.520
10	14.145	9.430	9.430	5.658
11	15.702	10.468	13.085	8.374
12	17.258	11.505	14.382	9.204
13	18.814	12.543	15.679	10.034
14	20.370	13.580	16.975	10.864
15	21.925	14.617	18.271	11.693
16	23.482	16.126	20.157	14.513
17	25.038	17.635	22.044	15.871
18	26.594	19.144	23.930	17.229
19	28.150	20.653	25.816	18.587
20	29.706	22.161	27.702	22.161
21	31.262	24.047	29.588	24.047
22	32.818	25.933	31.474	25.933
23	34.373	27.819	33.360	27.819
24	35.929	29.705	35.246	29.705
25	37.485	31.591	37.485	31.591
26	39.183	33.100	39.183	33.100
27	40.879	34.608	40.879	34.608

28	42.577	36.117	42.577	36.117
29	44.274	37.625	44.274	37.625
30	45.972	39.135	45.972	39.135
31	47.669	40.266	47.669	40.266
32	49.366	41.397	49.366	41.397
33	51.065	42.530	51.065	42.530
34	52.761	43.661	52.761	43.661
35	53.751	44.793	53.751	44.793
36		45.924		45.924
37		47.055		47.055
38		48.188		48.188
39		49.319		49.319
40		50.451		50.451
41		51.582		51.582
42		52.713		52.713
43以上		53.751		53.751

※公益財団法人私立大学退職金財団「基準交付率表」を参考に作成

別表２（第５条関係）

常磐大学高等学校・智学館中等教育学校　退職金支給率表

退職理由 / 在職年数	公務上	公務外		その他の退職	
	傷病・死亡退職	傷病退職	死亡退職	普通退職	定年退職
1	1.2555	0.837	0.837	0.5022	
2	2.511	1.674	1.674	1.0044	
3	3.7665	2.511	2.511	1.5066	
4	5.022	3.348	3.348	2.0088	
5	6.2775	4.185	4.185	2.511	
6	7.533	5.022	5.022	3.0132	
7	8.7885	5.859	5.859	3.5154	
8	10.044	6.696	6.696	4.0176	
9	11.2995	7.533	7.533	4.5198	
10	12.555	8.37	8.37	5.022	
11	13.93605	9.2907	11.613375	7.43256	

12	15.3171	10.2114	12.76425	8.16912	
13	16.69815	11.1321	13.915125	8.90568	
14	18.0792	12.0528	15.066	9.64224	
15	19.46025	12.9735	16.216875	10.3788	
16	20.8413	14.3127	17.890875	12.88143	
17	22.22235	15.6519	19.564875	14.08671	
18	23.6034	16.9911	21.238875	15.29199	
19	24.98445	18.3303	22.912875	16.49727	
20	26.3655	19.6695	24.586875	19.6695	
21	27.74655	21.3435	26.260875	21.3435	
22	29.1276	23.0175	27.934875	23.0175	
23	30.50865	24.6915	29.608875	24.6915	
24	31.8897	26.3655	31.282875	26.3655	
25	33.27075	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26	34.77735	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27	36.28395	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28	37.79055	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055
29	39.29715	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30	40.80375	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31	42.31035	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32	43.81695	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33	45.32355	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34	46.83015	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35	47.709	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36		40.7619		40.7619	
37		41.7663		41.7663	
38		42.7707		42.7707	
39		43.7751		43.7751	
40		44.7795		44.7795	
41		45.7839		45.7839	
42		46.7883		46.7883	
43年以上		47.709		47.709	

※公益社団法人茨城県私学教育振興会「退職手当助成金交付率基準表」を参考に作成

別表３（第５条関係）

常磐大学こども園　退職金支給率表

(1)　支給率表　2003（平成15）年３月31日現在在籍者適用

(2)　支給率表　2003（平成15）年４月１日付加入者より適用

退職理由 / 在職年数	公務上	公務外		その他の退職	
	傷病・死亡退職	傷病退職	死亡退職	(1)　支給率	(2)　支給率
1	1.305	0.87	0.87	0.5220	0.60
2	2.61	1.74	1.74	1.0440	1.20
3	3.915	2.61	2.61	1.5660	1.80
4	5.22	3.48	3.48	2.0880	2.60
5	6.525	4.35	4.35	2.6100	3.20
6	7.83	5.22	5.22	3.1320	3.80
7	9.135	6.09	6.09	3.6540	4.60
8	10.44	6.96	6.96	4.1760	5.40
9	11.745	7.83	7.83	4.6980	6.20
10	13.05	8.7	8.7	5.2200	7.00
11	14.4855	9.657	12.07125	7.7256	7.90
12	15.921	10.614	13.2675	8.4912	8.80
13	17.3565	11.571	14.46375	9.2568	9.70
14	18.792	12.528	15.66	10.0224	10.60
15	20.2275	13.485	16.85625	10.7880	11.50
16	21.663	14.877	18.59625	13.3893	12.40
17	23.0985	16.269	20.33625	14.6421	13.30
18	24.534	17.661	22.07625	15.8949	14.20
19	25.9695	19.053	23.81625	17.1477	15.10
20	27.405	20.445	25.55625	20.4450	16.30
21	28.8405	22.185	27.29625	22.1850	17.50
22	30.276	23.925	29.08625	23.9250	18.70
23	31.7115	25.665	30.77625	25.6650	19.90
24	33.147	27.405	32.51625	27.4050	21.10
25	34.5825	29.145	34.5825	29.1450	22.60
26	36.1485	30.537	36.1485	30.5370	24.10

27	37.7145	31.929	37.7145	31.9290	25.60
28	39.2805	33.321	39.2805	33.3210	27.10
29	40.8465	34.713	40.8465	34.7130	28.60
30	42.4125	36.105	42.4125	36.1050	29.85
31	43.9785	37.149	43.9785	37.1490	31.10
32	45.5445	38.193	45.5445	38.1930	32.35
33	47.1105	39.237	47.1105	39.2370	33.60
34	48.6765	40.281	48.6765	40.2810	34.85
35	49.59	41.325	49.59	41.3250	36.10
36		42.369		42.3690	37.35
37		43.413		43.4130	38.60
38		44.457		44.4570	39.85
39		45.501		45.5010	41.10
40		46.545		46.5450	42.35
41		47.589		47.5890	43.60
42		48.633		48.6330	44.85
43年以上		49.59		49.5900	

※公益財団法人茨城県私立幼稚園退職基金財団「支給給与乗率」を参考に作成

※公務上、公務外の傷病・死亡退職の支給率は、茨城県私学教育振興会「退職手当助成金交付率基準表」に準拠

別表４　削除

別表５　削除